

# NTT 東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る 認可基準ガイドライン

令和 6 年 2 月 策定  
令和 8 年 3 月 最終改定  
総 務 省

## 1. ガイドラインの背景・目的

- (1) NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社（以下「NTT 東西」という。）は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づき、「国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与」することが責務とされている。また、法第 2 条第 5 項の規定に基づき、NTT 東西が営む地域電気通信業務<sup>1</sup>については、適切かつ安定的な電気通信役務の提供を確保する観点から、自ら設置する電気通信設備（以下「自己設備」という。）を用いて行わなければならないとされている。
- (2) 他方、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証最終答申」（令和元年 12 月 17 日情報通信審議会答申）を踏まえ、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 30 号。以下「令和 2 年改正法」という。）が公布・施行され、将来にわたる電話の役務の低廉な提供に資するため、NTT 東西による電話の役務の提供に当たり、アナログ加入者回線による電話（以下「メタル固定電話」という。）の提供が極めて不経済となる場合等に限り、例外的に、令和 2 年改正法による改正後の法第 2 条第 5 項ただし書の規定に基づく総務大臣の認可を得て、他の電気通信事業者の電気通信設備（以下「他者設備」という。）を用いて電話の役務の提供ができることとされた。
- (3) さらに、上記（2）の令和 2 年改正法において、当該総務大臣の認可に係る手続等について、総務省令で定めることとされていることを受け、令和 2 年 9 月 28 日、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和 60 年郵政省令第 23 号。以下「施行規則」という。）の一部が改正され、法第 2 条第 5 項ただし書に規定する「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合」及び同項ただし書に規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可に係る申請事項が定められた。
- (4) その後、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申」（令和 7 年 2 月 3 日情報通信審議会答申）において、NTT 東西のワイヤレス固定電話に関し、提供地域を拡大してもサービス提供に必要なモバイル網の利用が不安定になるとは考えにくいこと、利用者を増やすことでコスト削減が可能であり、メタル回

---

<sup>1</sup> 「地域電気通信業務」とは、「同一の都道府県の区域内における通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務」をいう。（法第 2 条第 3 項第 1 号）

線設備の縮退（固定電話サービスの円滑な移行）の促進にも資すること等から、提供地域を不採算地域に限定する規律は見直すことが適当であるとされた。

- (5) また、メタル固定電話から光・モバイルを用いた固定電話サービスへの円滑な移行の在り方を議論する固定電話サービス移行円滑化委員会において、固定電話サービスの円滑な移行のためには、光未整備エリアのほか、光整備エリアであっても、個別の事情により、利用者が FTTH を利用できない場合や、利用者がモバイルを活用した固定電話の利用を希望した場合には、利用者利益を最大限保護する観点から、ワイヤレス固定電話による代替を認めることが適当であるという考え方が整理された。
- (6) 上記(4)及び(5)を踏まえ、令和8年3月4日、施行規則の一部が改正され、法第2条第5項ただし書に規定する「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合」及び同項ただし書に規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可に係る申請事項が改正された。
- (7) 本ガイドラインは、法第2条第5項ただし書に規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可に係る考え方を事前に明確化することにより、行政判断の客観性・透明性の向上を図るとともに、関係事業者等の予見可能性を高め、もって NTT 東西が、それぞれの事業を営むに当たり、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とするものである。

## 2. 法第2条第5項ただし書に規定する地域電気通信業務の認可

### (1) 法第2条第5項ただし書に規定する場合

施行規則第2条の2の規定に基づき、「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合」とは、ワイヤレス固定電話役務<sup>2</sup>を提供する場合であって、次の①及び②の要件を満たす方針を定めている場合となる。

- ① ワイヤレス固定電話役務は、光提供区域<sup>3</sup>以外の区域において提供することを基本とすること。(施行規則第2条の2第1号)
- ② 光提供区域においては、次の事項のいずれかに該当するときに限り、ワイヤレス固定電話役務を提供すること。(同条第2号)

---

<sup>2</sup> 「ワイヤレス固定電話役務」とは、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第14条第4号に掲げる電気通信役務をいう。(施行規則第2条の2)

<sup>3</sup> 「光提供区域」とは、NTT 東西が電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第1条第2項第7号に規定する FTTH アクセスサービスを提供する区域をいう。(施行規則第2条の2第1号)

ア 利用者<sup>4</sup>に対し光電話役務<sup>5</sup>も提供することができる旨を勧奨した場合において、利用者がワイヤレス固定電話役務の提供を受けることを希望したとき。  
(同号イ)

イ 利用者の居住する建物の状況その他の特別の事情により、光電話役務の提供が著しく不経済又は技術的に著しく困難であると認められるとき。(同号ロ)

ウ 災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的にワイヤレス固定電話役務を提供するとき。(同号ハ)

## (2) 法第2条第5項ただし書に規定する地域電気通信業務の認可申請

NTT東西は、法第2条第5項ただし書の規定により地域電気通信業務を営むことの認可を受けようとするときは、施行規則第2条の3に基づき、次の事項を記載した申請書にNTT東西が定める方針が施行規則第2条の2各号に掲げる要件に適合することを証する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- ① 業務の内容及び区域
- ② 業務の開始の時期
- ③ 業務を営む理由
- ④ 業務の用に供する電気通信設備の概要
- ⑤ 業務管理体制の整備その他適切かつ安定的な電話の役務の提供を確保するために講ずる具体的な措置
- ⑥ 業務の用に供する電気通信設備の調達に係る適正性を確保するために講ずる具体的な措置
- ⑦ 業務に係る加入者の保護を図るために講ずる具体的な措置

(3) NTT東西は、上記(2)の認可申請書及び要件に適合することを証する書類の作成に当たっては、後述する3の考え方にに基づき、それぞれ(2)①から⑦まで及び(1)①及び②について記載すること。

## 3. 法第2条第5項ただし書に規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可に係る考え方

### (1) 趣旨

法第2条第5項においては、NTT東西が営む地域電気通信業務については、令和2年改正法による改正後も、適切かつ安定的な電気通信役務の提供を確保する観点から、自己設備を用いて行うことを原則としている。

しかし、電話の役務については、あまねく日本全国における適切、公平かつ安定

---

<sup>4</sup> 「利用者」とは、電話の役務の提供を受けようとする者を含む。(施行規則第2条の2第2号イ)

<sup>5</sup> 「光電話役務」とは、電気通信事業法施行規則第14条第3号に掲げる電気通信役務をいう。(施行規則第2条の2第2号イ)

的な提供の確保に寄与する責務が課されていることから（法第3条）、これを確保するために必要であると認められる場合であって、総務省令に定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、例外的に、他者設備を用いた当該役務の提供を認めることとしている（法第2条第5項ただし書）。

よって、総務大臣の認可に際しては、以下の観点から審査することとし、認可に係る考え方については、適時適切に、固定電話サービス移行円滑化委員会に報告することとする。

## （2）認可に当たっての審査事項等

### ① NTT東西が定める方針の確認並びに業務の内容及び区域

- ・総務大臣は、業務の内容について、電話の役務の提供を引き続き低廉な加入者料金で提供することや、メタル固定電話から代替サービスへの移行の促進等を目的として、他者設備を用いて当該役務の提供の効率化を図るものである等、他者設備の利用を例外的に認めるという制度の趣旨を踏まえた内容であることの確認を行う。

また、設備老朽化によりメタル固定電話からの移行等が必要な場合など、現に当該回線により電話の役務の提供を受けている者等に対して加入を促すときは、2（1）に記載の方針に従って、光提供区域か否かに分けて、具体的にどのような案内を行い、どのような場合にワイヤレス固定電話役務の提供を行うのかについても確認を行う。

- ・NTT東西は、業務の内容について、どのような他者設備を用いてどのようにワイヤレス固定電話役務を提供するのか（提供区域の加入者への提供料金・提供条件の考え方等を含む。）を記載すること。

なお、業務区域<sup>6</sup>については、提供区域を限定して提供する計画である場合には、当該区域のリストを添付の上、申請すること。なお、提供区域を限定しない場合はリストの添付は不要だが、光提供区域か否かでの提供の方針の違いが分かるように記載すること。

### ア 施行規則第2条の2第1号（ワイヤレス固定電話役務は、光提供区域以外の区域において提供することを基本とするものであること。）関係

- ・法では、設備の自己設置を原則としており、固定電話サービスの移行を進めるに当たり、光提供区域においては、基本的には、光電話役務又はブロードバンド重畳型の光IP電話役務（利用者が希望する場合に限る。）（以下「光電話役務等」という。）を提供する必要があることから、他社設備利用に係るワイヤレス固定電話役務は、光提供区域以外において提供することを方針として定めていることについて確認を行う。

### イ 施行規則第2条の2第2号イ（利用者に対し光電話役務も提供することができる旨を勧奨した場合において、利用者がワイヤレス固定電話役務の提供を希望したとき。）関係

---

<sup>6</sup> 本ガイドラインにおける「業務区域」とは、他者設備を用いて提供する地域電気通信業務に係る業務区域とする。

- ・光提供区域においても、早期開通を希望する等の理由により、利用者がワイヤレス固定電話役務を希望した場合には、当該希望に沿った形で代替サービスを提供することは、固定電話サービスの円滑な移行に資するものであると考えられる。
- ・上記アの基本的な方針を踏まえると、光提供区域における固定電話の代替サービスへの移行の案内にあたっては、光電話役務等を勧奨した上で、ワイヤレス固定電話役務も選択肢にあるといった案内を行うことが求められるため、これらの方針について確認を行う。

ウ 施行規則第2条の2第2号ロ（特別の事情により、光電話役務の提供が著しく不経済又は技術的に著しく困難であると認められるとき。）関係

- ・光提供区域においても、集合住宅等の建物配管の都合で光ファイバを敷設できないなどの特別の事情がある場合は、個別具体的なケースに応じて、技術的には可能であっても著しく高額な設備構成とならざるを得ない若しくは著しく高額な建物等の改修工事が必要となる、又は集合住宅等の構造上光ファイバの敷設・開通が技術的に極めて困難であるといった事態が生じることとも考えられる。このような場合においてワイヤレス固定電話役務を提供することは、固定電話サービスの円滑な移行に資するものであると考えられる。
- ・上記アの基本的な方針を踏まえ、NTT東西が恣意的な運用を行わないよう、「著しく不経済」又は「技術的に著しく困難」の判断基準や意思決定プロセス等に関する方針について確認を行う。

エ 施行規則第2条の2第2号ハ（災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的にワイヤレス固定電話役務を提供するとき。）関係

- ・ワイヤレス固定電話役務は、光電話役務等に比べて提供が容易であることから、光提供区域においても、「災害その他非常の場合」には提供する合理的な理由があると考えられる。「災害その他非常の場合」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する「災害<sup>7</sup>」の場合のほか、光回線や当該回線に接続される設備等の故障等により回線の再敷設や設備の復旧に一定期間以上かかり、光電話役務等が利用できないなどの非常の場合などが想定される。
- ・また、ワイヤレス固定電話役務はあくまで「応急的に」提供するものであることから、災害等の終了後、合理的な期間内に復旧することとなるが、復旧にあたっては、上記アからウの方針に従って、光電話役務等又はワイヤレス固定電話役務（継続して利用する場合も含む。）を提供する必要があるため、これらの方針について確認を行う。

② 業務の開始の時期

- ・NTT東西は、「業務の開始の時期」として、加入者に対し、ワイヤレス固定電話

---

<sup>7</sup> 「災害」とは、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。（災害対策基本法第2条第1項第1号）

役務の提供の準備が整い、当該役務の提供が可能となる予定の時期を記載すること。

- ・なお、認可後は速やかに提供可能となることが望ましいことから、認可の日から1年を超えない日までに提供を開始する（利用者からの求めがあれば、方針に従って提供可能となる）必要がある。

### ③ 業務を営む理由

- ・NTT 東西は、法第2条第5項ただし書の規定の趣旨を踏まえ、メタル固定電話から代替サービスへの移行の促進や、電話の役務の提供のコスト効率化を実現するものであるか等、当該業務を営む理由を記載すること。  
また、ワイヤレス固定電話役務を活用することに伴う、将来的なコスト効率化見込みの計画（メタル固定電話から代替サービスの移行に伴うコスト削減計画等）及びその算定根拠となる情報を記載すること。

### ④ 業務の用に供する電気通信設備の概要

- ・NTT 東西は、電気通信設備の構成図を添付すること。なお、提供地域によって設備構成が異なる場合には、提供地域毎の設備構成図を添付すること。
- ・設備構成図においては、設備種別、主な設備の設置場所、自己設備・他者設備の別（他者設備については、調達先の事業者名も記載）、責任分界点等を明確化すること。
- ・緊急通報が確実に対応可能な設備であることを示す書類も添付すること。

## (3) 業務管理体制の整備その他適切かつ安定的な電話の役務の提供を確保するために講ずる具体的な措置

法第2条第5項において、NTT 東西は、原則として「自己設備」を設置することとなっている趣旨を踏まえ、「他者設備」を用いた電話の役務の提供においても、「適切性（低廉な料金及び一定の品質水準の確保）」及び「安定性（役務提供の安定性・継続性）」を確保する必要がある。

NTT 東西は、認可申請書に、以下の点について記載すること。また、以下の点が確認できる関連資料も添付すること。（低廉な加入者料金の観点は、(5)で確認）

- ア 申請者が他者設備の運用・管理等に関する監督に必要な能力を有すること。
- イ 申請者が主体となり他者設備の提供事業者との密接な連携を確保すること。
- ウ 緊急時・通信障害時・故障修理時、保守などについて、NTT 東西が自己設備で提供している場合と同等の対応が可能となる措置がなされていること。
- エ 他者設備の提供事業者が技術的能力、経理的基礎を有すること。
- オ 他者設備の利用に係る契約等において、一方的に卸契約が解除できないような担保や他者設備の利用期間全体にわたる合理的な利用料金が設定されていること。なお、仮に、他者設備による電話の役務の提供が確保できない事態が生じた場合には、法第3条に規定する責務に基づき、自己設備により電話の役務を提供することが求められる。

## (4) 業務の用に供する電気通信設備の調達に係る適正性を確保するために講ずる具体的な措置

NTT 東西は、公正競争確保の観点から、他者設備の調達に当たっては、広く参入機会を確保した公募を行うとともに、当該設備の利用にかかる契約の満了時には再公募を行う等、適正性を確保するための措置を行う必要がある。

このため、NTT 東西は、認可申請書に、公募条件、公募実施期間、調達価格、調達参加事業者、調達先事業者名、契約期間等を記載するとともに、募集要領等の参考資料を添付すること。

総務大臣は、調達に係る不当な差別的取扱いの有無、禁止行為規制に反しないことの確認を行う。また、再公募の際には、調達に係る適正性を確保するために措置を講ずること、具体的には公正競争の観点から、技術的な仕様における公平性が確保されていること等の確認を行う。

#### (5) 業務に係る加入者の保護を図るために講ずる具体的な措置

NTT 東西は、NTT 東西の他者設備を用いた電話の役務の提供に当たって、メタル固定電話や光回線電話との品質・サービスの違いや、引き続き低廉な加入者料金により電話の役務の提供を行うなど、加入者の保護に係る措置を講ずる必要がある。

このため、以下の事項について、記載すること。

- ア 加入者への提供料金・提供条件の考え方
- イ 加入者への周知方法（事前説明の時期等）
- ウ 苦情相談体制（コールセンタの設置状況、電話番号、対応時間等）
- エ 無線設備を用いる場合の加入者宅における電波環境の確認対応体制、電波環境の事前確認状況（実施済み及び実施予定を含む）、電波環境が悪化した場合の改善措置
- オ メタル固定電話の付随サービスを利用している加入者に対する代替手段の提案等の措置
- カ メタル固定電話を用いた緊急通報サービスを提供している場合には、当該サービスを継続提供するために講じた措置

#### (6) NTT 東西が定める方針が施行規則第 2 条の 2 各号に規定する要件に適合することを証する書類

NTT 東西は、施行規則第 2 条の 2 の規定により、ワイヤレス固定電話役務を提供する際の方針を定める必要があり、当該方針は施行規則第 2 条の 2 各号に規定する要件に適合している必要がある。

このため、NTT 東西は、当該方針が当該要件に適合していることが分かる書類を添付すること。

総務大臣は、3（2）に従い、NTT 東西が定めた方針が当該要件に適合しているか等の確認を行う。

## 4. 実施状況の報告等

#### (1) 総務大臣の認可後に施行規則第 2 条の 3 第 1 項各号の事項が変更となった場合

NTT 東西は、総務大臣の認可を受けた後、業務の用に供する電気通信設備の概要が変更となったときは、遅滞なく、総務大臣へ変更内容を報告すること。

なお、提供区域の変更については、市町村合併に伴う名称変更等実質的な提供区

域が拡大しない場合は変更内容の報告は不要である。

## (2) 事業年度毎の業務の実施状況報告

NTT 東西は、毎事業年度の他者設備を用いた地域電気通信業務の実施状況並びに電話の役務の提供に係る効率化に関する取組状況及びその具体的な効果について、毎事業年度経過後6ヶ月以内に、以下の項目について、総務大臣へ報告すること。

総務大臣は、NTT 東西からの報告内容について、適時適切に、固定電話サービス移行円滑化委員会に報告することとする。

また、業務の実施状況報告について、NTT 東西は、経営上の秘密又は加入者の保護等の理由により公表することが困難である事項を除き、公表すること。

### ① 他者設備を用いた地域電気通信業務の実施状況

ア 報告年度末時点の提供区域、業務開始時期、加入者数の合計

イ 2(1)の方針に係る項目別の加入者数の内訳(※市区町村の単位)

ウ 加入者への提供料金・提供条件

エ 加入者の保護に係る取組状況(苦情相談件数及び主な内容、電波環境調査等の実施状況、その他加入者の保護のために講じた措置の内容)

### ② 他者設備を用いた電話の役務の提供に係る効率化に関する取組状況

ア 収益の状況

イ コスト効率化見込みの計画に対する達成状況

ウ コスト効率化の将来見込み

## (3) その他

令和8年3月の本ガイドライン改正前に提供していた他者設備を用いた地域電気通信業務に係る実施状況の報告については、当分の間、旧ガイドラインに記載された事項が分かる形で報告すること。

## 5. その他関係法令

NTT 東西は、NTT 法第2条第5項ただし書の規定に基づく認可申請のほか、他者設備を用いた地域電気通信業務の提供に際し、法令上必要な手続きを行うこと。